

秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）

都市計画下浜羽川地区計画を廃止する。

理 由

市街地としての都市的土地利用が見込まれないことから、既存市街地の高密度な利用の促進を図るため、本地区の市街化調整区域への編入とあわせ、本地区計画を廃止する。

変更理由書

本地区は、平成10年9月の市街化区域への編入、用途地域の指定と同時に、旧鉄道学園跡地の有効活用と土地利用の純化を図るため、地区計画が都市計画決定されたものである。

その後、本地区は未整備のままであり、今後も市街地としての都市的土地利用が見込まれないことから、既存市街地の高密度な利用の促進を図るため、本地区の市街化調整区域への編入とあわせ、本地区計画を本案のとおり廃止するものである。

秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 変更対照表

(変更前)

| | | | |
|---|--------------|---|---|
| 名 称 | | 下浜羽川地区計画 | |
| 位 置 | | 秋田市下浜羽川字下野地内 | |
| 面 積 | | 約 1.1ha | |
| 区 域 の お 整 よ 備 び ・ 保 全 発 の 方 針 | 地区計画の目標 | 当地区は、秋田市の沿岸部、JR羽越本線下浜駅から南へ約500mに位置する旧鉄道学園である。 本計画は、この区域の有効活用と土地利用の純化を図ることを目標とする。 | |
| | 土地利用の方針 | 旧鉄道学園には、土地の有効利用、さらには地域の活性化にも寄与する施設として、各種学校等の導入を図る。 | |
| | 地区施設の整備の方針 | 地区内の環境の維持・保全を図るため、緑地（1カ所）を配置する。 | |
| | 建築物等の整備の方針 | 旧鉄道学園の利用計画を担保するため、建築物の用途の制限を行う。 | |
| 地 区 整 備 計 画 | 地区施設の配置および規模 | その他 | 緑地 1カ所 面積0.4ha (配置は計画図表示のとおり) |
| | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | 次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（は）項第2号に掲げる建築物 2 前号の建築物に附属するもの (建築基準法施行令第130条の5の5に定めるものを除く。) |
| 備 考 | | | |

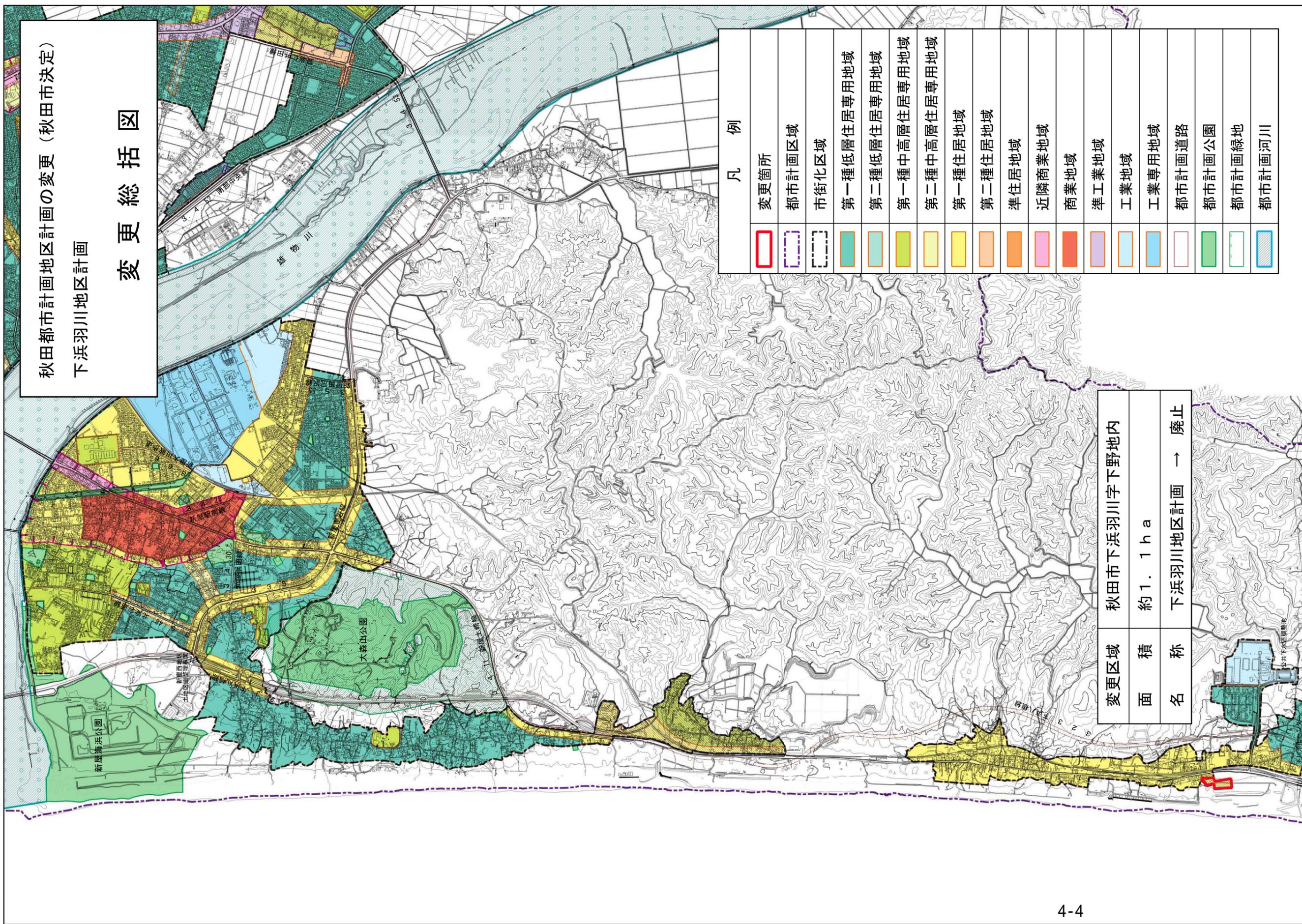
「区域は計画図表示のとおり」

(変更後) 廃止

秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）

下浜羽川地区計画

変更総括図



凡 例

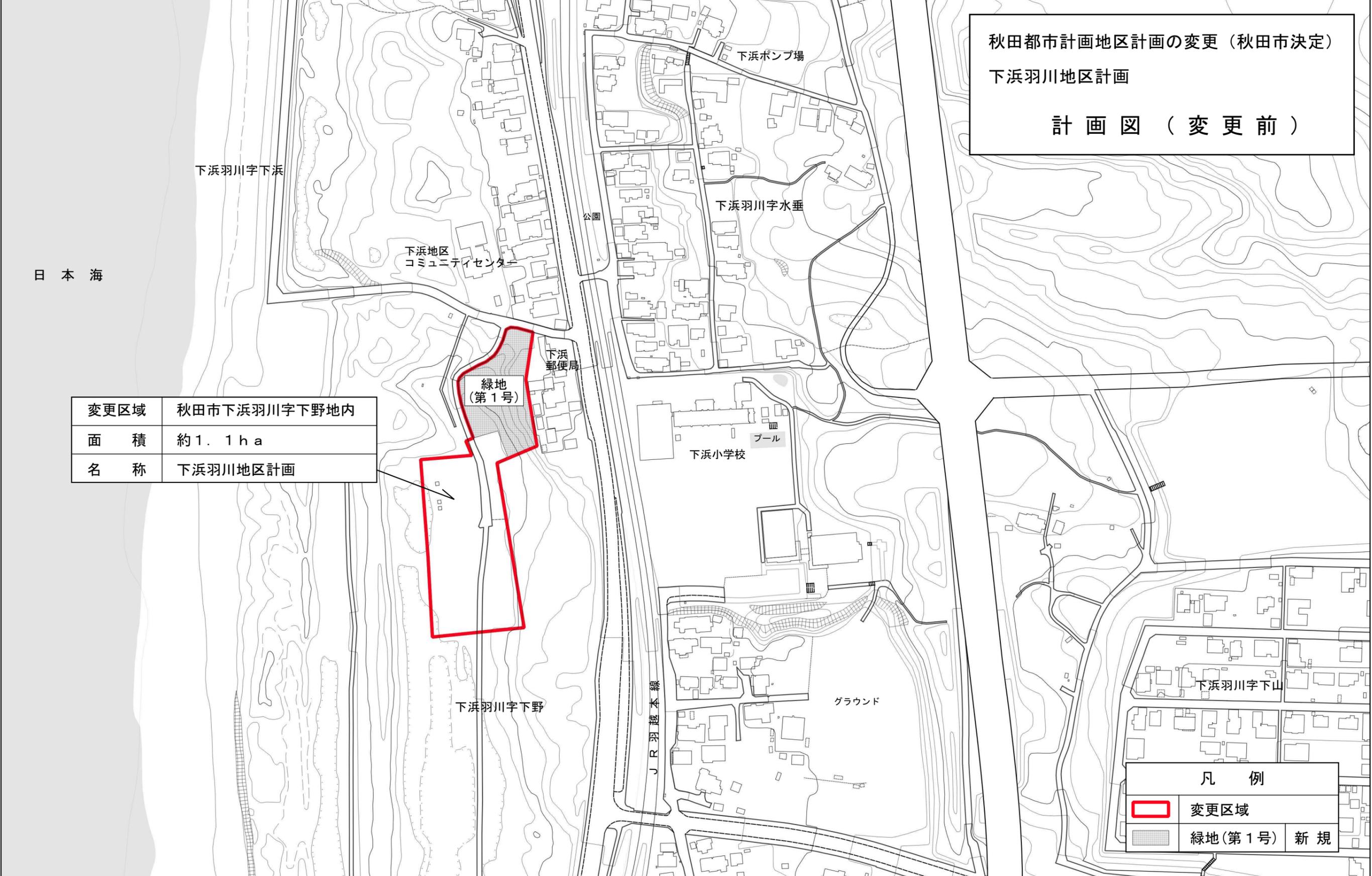
| | |
|--|--------------|
| | 変更箇所 |
| | 都市計画区域 |
| | 市街化区域 |
| | 第一種低層住居専用地域 |
| | 第二種低層住居専用地域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 第二種中高層住居専用地域 |
| | 第一種住居地域 |
| | 第二種住居地域 |
| | 準住居地域 |
| | 近隣商業地域 |
| | 商業地域 |
| | 準工業地域 |
| | 工業地域 |
| | 工業専用地域 |
| | 都市計画道路 |
| | 都市計画公園 |
| | 都市計画緑地 |
| | 都市計画河川 |

| | |
|------|---------------|
| 変更区域 | 秋田市下浜羽川字下野地内 |
| 面積 | 約1.1ha |
| 名称 | 下浜羽川地区計画 → 廃止 |



SCALE 1:25,000

秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
下浜羽川地区計画
計画図（変更前）

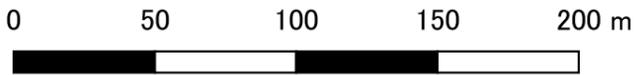


| | |
|------|--------------|
| 変更区域 | 秋田市下浜羽川字下野地内 |
| 面積 | 約1.1ha |
| 名称 | 下浜羽川地区計画 |

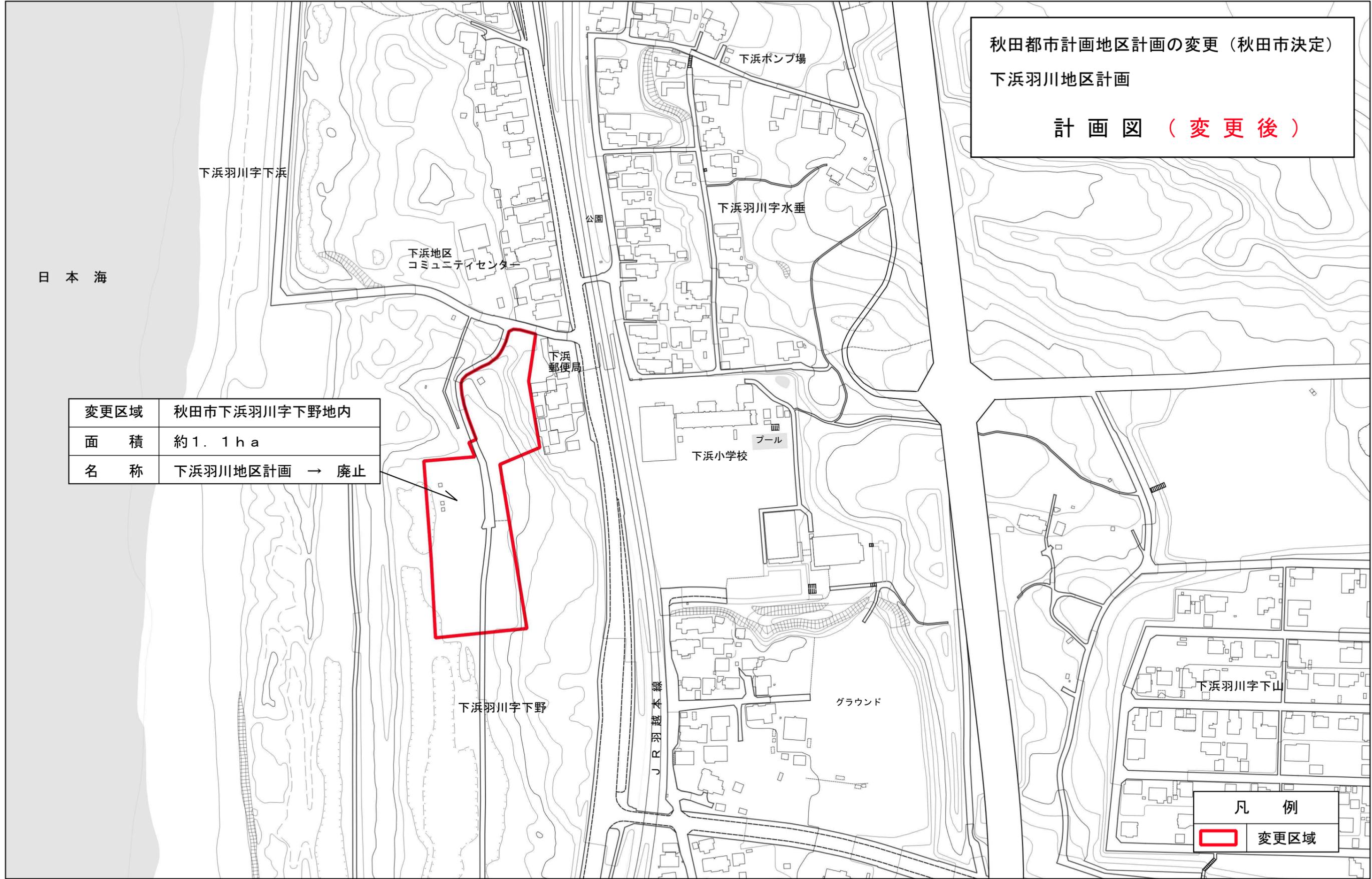
| 凡例 | | |
|----|---------|----|
| | 変更区域 | |
| | 緑地(第1号) | 新規 |



SCALE 1:2,500



秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
下浜羽川地区計画
計画図（変更後）



| | |
|------|---------------|
| 変更区域 | 秋田市下浜羽川字下野地内 |
| 面積 | 約1.1ha |
| 名称 | 下浜羽川地区計画 → 廃止 |

凡例

変更区域

